

瀬戸市教育委員会訓令第1号

事務局

教育機関

瀬戸市教育委員会決裁規程（昭和63年瀬戸市教育委員会訓令第1号）  
の一部を次のように改正する。

平成22年3月23日

瀬戸市教育委員会

委員長 加藤 恵子

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第5条、第6条関係）					別表第1（第5条、第6条関係）				
専決事項 決裁区分	教育長	部長共通	課長共通	備考	専決事項 決裁区分	教育長	部長共通	課長共通	備考
< 省略 >	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	< 省略 >	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
告示、公告、訓令その他の公示令達	重要なもの	一般的なもの	軽易なもの		告示、公告、訓令その他の公示令達	重要なもの	一般的なもの	軽易なもの	
申請に対する処分に関する審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分に関する処分基準の設定	—								
要綱その他行政の運用基準	<u>重要なもの</u>	<u>軽易なもの</u>		<u>補助金等に関する交付</u>					

<u>の制定及び改廃</u>				要綱は経営課長合議					
<u>情報公開</u>	<u>重要なもの</u>	<u>軽易なもの</u>		行政課長合議					
	<u>不服申立てに対する処分の決定</u>	<u>情報公開審議会への諮問</u>							
<u>個人情報保護</u>		<u>個人情報の訂正、利用停止、目的外利用及び外部提供の決定</u>	<u>個人情報の開示の決定</u>	行政課長合議					
	<u>不服申立てに対する処分の決定</u>	<u>個人情報保護審議会への諮問</u>							
<u>パブリックコメント手続</u>		<u>パブリックコメント手続の実施</u>		行政課長合議					

		(適用除外の決定を含む。)							
< 省 略 >	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	< 省 略 >	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
教育委員会の所管に属する行政財産の目的外使用の許可				契約財産課長合議	教育委員会の所管に属する行政財産の目的外使用の許可				
事務分担			課長補佐以下						
事務引継	教育長等	部次長等、 <u>企画補佐及び課長等</u>	主幹及び課長補佐以下						
職員の任免	<u>企画補佐及び課長補佐以下</u>			人事課長合議	<u>教育長、部長、課長及び教育機関の長以外の職員の任免</u>	—			

臨時職員の任免				人事課長合議
年次有給休暇の付与	教育長等	部次長等、 企画補佐及び課長等	主幹及び課長補佐以下	
病気休暇、特別休暇等の付与	教育長等	部次長等、 企画補佐及び課長等	主幹及び課長補佐以下	人事課長合議
職務に専念する義務の免除	教育長等	部次長等、 企画補佐及び課長等	主幹及び課長補佐以下	人事課長合議
週休日の振替等及び休日の代休日の指定	教育長等	部次長等、 企画補佐及び課長等	主幹及び課長補佐以下	

臨時職員の任免				
事務分担			課長補佐以下	
事務引継	教育長等	企画補佐及び課長等	課長補佐以下	
年次休暇等の付与	教育長等	企画補佐及び課長等	課長補佐以下	教育長等及び課長等の長期にわたるものについては、教育委員会の承認を受けらるること。
職務に専念する義務の免除	教育長等	企画補佐及び課長等	課長補佐以下	
週休日の振替等及び休日の代休日の指定	教育長	部長及び企画補佐	課長以下	

時間外勤務及び休日勤務命令		教育長等	部次長等、 企画補佐及び課長等	主幹及び課長補佐以下	
< 省略 >		<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
出張命令	国内	教育長等	部次長等、 企画補佐及び課長等	主幹及び課長補佐以下	
	国外	—			経営課長合議
備考					
1 この表における用語については、次に定めるところによる。 — <省略> — 「部次長等」とは、規則第7条第1項に規定する部次長及び同条第2項に規定する参事をいう。 — <省略>					

時間外勤務及び休日勤務命令		教育長等	企画補佐及び課長等	課長補佐以下	
< 省略 >		<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
出張命令	県内	教育長等	企画補佐及び課長等	課長補佐以下	
	県外	教育長等、 企画補佐及び課長等	課長補佐以下		教育長等の海外旅行については、教育委員会の承認を受けること。
備考					
1 この表における用語については、次に定めるところによる。 — <省略> — <省略>					

- 「主幹」とは、規則第7条第2項に規定する主幹をいう。
- 「情報公開審査会」とは、瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号）に規定するものをいい、「個人情報保護審議会」とは、瀬戸市個人情報保護条例（平成5年瀬戸市条例第25号）に規定するものをいう。
- 「経営課長」、「行政課長」、「契約財産課長」及び「人事課長」とは、瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号）第4条に規定するそれぞれの課の長をいう。

2 <省略>

2 <省略>

別表第2（第5条、第6条関係）

1 教育部

主務課の区分	決裁区分	教育長	主務部長	主務課長
	専決事項			
教育総務課	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
学校教育課	指導	小学校、中学校又は特別支援学校の臨時休業		<省略>

別表第2（第5条、第6条関係）

1 教育部

主務課の区分	決裁区分	教育長	主務部長	主務課長
	専決事項			
教育総務課	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
学校教育課	指導	小学校又は中学校の臨時休業日の承認		<省略>

業日の承認

小学校、中学校  
又は特別支援  
学校の教育課  
程の編成に係  
る基準の作成  
及び <省略  
>

部主事、教務主  
任、校務主任、  
保健主事、生徒  
指導主事、進路  
指導主事、主任  
養護教諭、司書  
教諭及び事務  
主任の任免

<省略>

小学校、中学校  
又は特別支援  
学校の施設設  
備の長期間の  
利用又は異例  
の利用に係る

小学校又は中  
学校の教育課  
程の編成に係  
る基準の作成

及び <省略  
>

教務主任、校務  
主任、保健主  
事、生徒指導主  
事、進路指導主  
事、主任養護教  
諭、司書教諭及  
び事務主任の  
任免

<省略>

小学校又は中  
学校の施設設  
備の長期間の  
利用又は異例  
の利用に係る  
指示



	指示 及び <省略>		
学事	<省略>	<省略>	<省略>
施設	小学校、中学校又は特別支援学校の施設設備のき損又は亡失に係る指示		小学校、中学校又は特別支援学校の施設の維持管理  小学校、中学校又は特別支援学校の備品、教具その他の設備の整備
学校給食	<省略>	<省略>	<省略>

2 <省略>

	及び <省略>		
学事	<省略>	<省略>	<省略>
施設	小学校又は中学校の施設設備のき損又は亡失に係る指示		小学校又は中学校の施設の維持管理  小学校又は中学校の備品、教具その他の設備の整備
学校給食	<省略>	<省略>	<省略>

2 <省略>

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。